

第2類 ctc ホスティングサービス利用規約

(ビジネスコミュファ光クラウド ctc ホスティング ライトプラン)

2025年8月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

(「第2類 ctc ホスティングサービス」の種類および内容)

第1条 第2類 ctc ホスティングサービス（以下、本サービスといいます）とは、料金表に定める当社が提供するインターネットサービスをいいます。

2. 会員とは、第2類 ctc ホスティングサービス利用規約（以下、本規約といいます）第4条に定める入会手続きを経て、当社との間で前項に定める本サービスの何れかを利用する契約（以下、利用契約といいます）を締結した者をいいます。

(運営事業者「カゴヤ・ジャパン株式会社」について)

第2条 本サービスはカゴヤ・ジャパン株式会社（以下、運営事業者といいます）の運営の下、提供いたします。

2. 当社と運営事業者との間において、本サービスの利用を希望する者（以下、入会希望者といいます）および会員のお客様情報を共有します。

3. 障害、および障害復旧、メンテナンス情報等の通知は運営事業者より行います。

(本規約の範囲および変更)

第3条 本規約は、本サービスの利用に関し、当社および会員に適用されるものとします。

2. 本規約に添付されている個別規定、当社がその都度ご案内する追加規定、および今後ご提供する本サービスの新サービスごとにのご案内する個別規定は、本規約の一部を構成します。

3. 本規約と個別規定または追加規定が異なる場合には、個別規定または追加規定が優先するものとします。

4. 追加規定、個別規定に定められていない場合には本規約が適用されるものとします。

5. 当社ウェブサイトでご案内する各種ご説明、注意事項および料金表等は本規約の一部を構成します。

6. 当社は、民法の定めに従い、会員の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。なお、当社は、変更後の規約およびその効力発生時期を、所定のウェブサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

7. 当社が適当と判断する方法がウェブサイト上やメールでの告知である場合には、インターネット上に発信された時点をもって告知がなされたものとします。

(入会・会員)

第4条 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。但し、会員は、入会時に、利用する本サービスの内容を選択するものとし、選択したサービスのみを利用できるものとします。

2. 会員は入会後に、利用するサービスを変更する場合、当社が別途指定する手続に従うものとします。

3. 入会希望者は、本規約を承認の上で、本サービスの各サービス毎に当社が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申し込み、当社がこれに承諾した時点で会員になるものとします。

4. 前項に定める申し込みに対し、承諾することに支障があると当社が判断する場合には、当社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

5. 未成年者、その他本人に責任能力がないと当社が判断する場合には、当社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

6. お客様が反社会的勢力と関連を有すると当社が判断する場合には、当社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

7. 第12条(禁止事項)に抵触する虞があると当社が判断する場合には、当社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

8. 申し込み時の内容に虚偽が認められた場合には、当社は当該申し込みを承諾しない場合があります。

(変更の届出)

第5条 会員は、住所、電話番号、ご担当者名その他当社に届出ている内容に変更が生じた場合には、当社が別途指定する方法により、速やかに当社に届出るものとします。

2. 変更内容は当社が承諾したときに有効になります。但し、申し込み時の内容に虚偽が認められた場合には変更を承諾しない場合があります。

3. 会員が入会時に登録した氏名は、婚姻による姓の変更等、当社が承認した場合を除き、一切変更できないものとします。

(退会)

- 第6条 会員が、当社所定の手続に従って、利用契約の解除を所定の用紙で申し入れを行い当社が承諾した場合、当月の末日をもって、利用契約は終了するものとします。
2. 会員は、各個別規定の定めに従って会員が有する本サービスの利用資格をすべて失った場合に本サービスから退会するものとします。
 3. 利用契約を終了する会員は、終了の日までに発生する当社に対する債務の全額を、当社の指示に従い支払うものとします。なお当社は、既に支払われた料金等を、一切払い戻し致しません。
 4. 利用契約の終了後は、終了理由にかかわらず当社サーバー内に存在するデータを返還することはできません。また契約終了後のデータは会員に通知することなく当社にて削除することができるものとします。
 5. 前項の規定に従いデータが削除された場合に生じる損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

(会員資格の一時停止)

- 第7条 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は事前に通知する事なく、直ちに当該会員の会員資格を一時停止することができるものとします。
- (1) 第12条各号の禁止行為を行った場合
 - (2) 料金等の支払い債務の履行遅延または不履行があった場合
 - (3) 会員の作成したプログラムに異常があり、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える場合、またはその虞があると当社が判断した場合
 - (4) その他、本規約に違反した場合
 - (5) その他、会員として不適当と当社が判断した場合
2. 第1項の規定に従い会員資格を一時停止した場合、当該会員は会員資格を停止された期間の本サービスに関連する当社に対する料金等の支払い義務その他一切の債務は引き続き負担するものとします。
 3. 第1項の規定に従い会員資格を一時停止した場合、当社は会員資格の一時停止の理由を説明する義務を負いません。
 4. 前項の規定に従い会員資格を一時停止した場合に生じる損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

(会員資格の取消)

- 第8条 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を取消することができるものとします。
- (1) 第12条各号の禁止行為を行った場合。
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - (4) その他、本規約に違反した場合。
 - (5) その他、会員として不適当と当社が判断した場合。
2. 会員が会員資格を取消された場合、会員の利用契約は、会員資格の取消と同時に終了するものとします。
 3. 第1項の規定に従い会員資格が取消された場合、当該会員は、取消の日までに発生した料金等、本サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指定する方法で支払うものとします。なお当社は、既に支払われた料金等を、一切払い戻し致しません。
 4. 第1項の規定に従い会員資格が取消された場合、当社は会員資格の取消の理由を説明する義務を負いません。
 5. 前項の規定に従い会員資格を取消された場合に生じる損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

(設備等の準備)

第9条 会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、これらに付随して必要となる全ての機器の準備、電話利用契約の締結およびインターネット接続サービスへの加入等を、自己の費用と責任において行うものとします。

(サービスの利用)

第10条 会員は、本規約およびその他当社が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとします。

2. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
3. 本サービスの利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員が他の会員もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
4. データ等のバックアップについては、会員が自己の費用と責任において行うものとします。会員がバックアップを行わなかったことによる損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 会員が利用する領域を第三者に利用させる目的で、かつ会員の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、会員は第三者に対しても、会員同様にこの利用規約を遵守させる義務を負うものとします。
6. 前項の場合、会員は、第三者が第12条各号に定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または過失により当社に損害を与えた場合、会員の行為とみなして、この規約の各条項が適用されるものとします。
7. 第12条(禁止事項)に違反しない場合でも、当社が是正が必要であると判断して修正を求めた場合には、会員は適切な処置を講じるものとします。
8. 当社は、会員による本サービスの利用が第12条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該会員に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第12条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるよう要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 会員に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - (5) 会員資格の取消を行います。

(著作権等)

- 第11条 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も、著作権法で定める会員個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできません。
2. 会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も第三者に使用させたり、公開させたりすることはできません。
 3. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

(禁止事項)

第12条 会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害する虞のあると当社が判断した行為。
- (2) 他の会員、第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する虞のあると当社が判断した行為。
- (3) 他の会員、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの虞のある

と当社が判断した行為。

- (4) 他の会員、第三者もしくは当社を不当に差別もしくは誹謗中傷し、差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその虞があると当社が判断したメールを送信する行為。
- (7) 公序良俗に反する行為もしくはその虞があると当社が判断した行為、または公序良俗に反する情報を他の会員もしくは第三者に提供する行為。
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (11) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその虞があると当社が判断した行為。
- (12) 事実に反する、またはその虞があると当社が判断をした情報を提供する行為。
- (13) 公職選挙法に違反する行為。
- (14) 本サービスの運営を妨げる行為。
- (15) 本サービスの信用を毀損する行為。
- (16) ID およびパスワードを不正に使用する行為。
- (17) コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- (18) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与える虞があると当社が判断した行為。
- (19) 違法行為(拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為。
- (20) 殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (21) 自殺に誘引または勧誘する行為。
- (22) 以下の品目を販売する行為
 - ・ 法律で販売を禁止されている商品
 - ・ 商品の販売につき法律上の許認可を満たしていない商品
 - ・ 脱法ドラッグ
 - ・ 公序良俗に反する商品
 - ・ 他人の権利を侵害する商品
 - ・ 個人情報
 - ・ 人体・臓器・細胞・血液等
 - ・ 宝くじ、勝ち馬投票券等
 - ・ 盗品
 - ・ その他当社が不相当と判断する商品
- (23) その他、法令に違反する、または違反する虞があると当社が判断した行為。
- (24) その行為が前各項のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクする行為。
- (25) その行為が前各項のいずれかに該当することを知りつつ、電子掲示板の管理を怠る行為。
- (26) その他、当社が不相当と判断する行為。

(契約者情報の開示)

第13条 当社は、会員の契約者情報(以下「契約者情報」といいます。)を、電気通信事業法の定める守秘義務、個人情報の保護に関する法律および当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

2. 前項にかかわらず、当社に対して通信の秘密の内容となる情報およびその他会員各位の契約者情報について、官公署からの照会手続がされた場合、当社が照会手続に応じなければならない法令上の

事由があると認められるときは、当社は通信の秘密の内容にあたる情報およびその他の契約者情報の開示に応じることがあります。

3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に規定されている発信者情報開示請求権の要件に従った記載のある請求があった場合には、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
4. 第1項にかかわらず、会員によるサービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関または取引先等に契約者情報を開示することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

(ID およびパスワードの管理)

- 第14条 会員は、会員登録手続後に当社が会員に付与する、ID およびパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID およびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。
 3. ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
 4. 会員は、ID およびパスワードの盗難があった場合、ID およびパスワードの失念があった場合、または ID およびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨通知するとともに、当社からの請求がある場合にはこれに従うものとします。
 5. セキュリティ上の理由により、緊急の場合を含むどのような場合でも、電話・メール・ファックス等による ID およびパスワードの開示は行いません。パスワードの再発行は別途定める手続きに従うものとします。

(サービスの提供)

- 第15条 本サービスの内容は、当社がその時点で合理的に提供可能なものとします。
2. 各種オプションの利用は本サービスのご利用中のみ利用可能なものとします。
 3. 前項にかかわらず、各種オプションが別途個別に有効期限を持つ場合には、その有効期限内に別サービスや外部への移動をすることにより、個別の有効期限が優先されるものとします。
 4. 当社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることがあります。但し、本サービスの全部を廃止する場合には、当社が適当と判断する方法で、事前に会員にその旨を通知します。

(当社設備の修理または復旧)

- 第16条 本サービスの利用中に会員が当社の設備またはサービスに異常を発見したときは、会員は会員自身の設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧を請求するものとします。
2. 当社の設備もしくはサービスに障害を生じ、またはその設備が滅失したことを当社が知ったときは速やかに当社はその設備を修理・復旧するものとします。

(非常事態が発生した場合等の利用制限)

- 第17条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する虞があると当社が判断したときは、電気通信事業法第8条に定める重要通信を確保するため会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの提供の全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた会員の損害につき一切責任を負いません。

(サービスの中止)

- 第18条 当社は、前条にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞があると当社が判断した場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じ

た場合、当社の判断により本サービスの運用の全部または一部を中止することができるものとします。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中止する場合は、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知します。但し、緊急の場合には、この限りではありません。

(情報の削除)

第 19 条 当社または当社が指定した者は、会員が当社に登録し、インターネット上で公開した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該情報または文章等を削除することができるものとします。

- (1) 第 12 条各号の禁止行為を行った場合。
 - (2) 本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合。
 - (3) 登録、提供された情報または文章等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にもかかわらず、当社または当社が指定した者は、情報の削除義務を負いません。
 3. 情報の削除を行った場合でも、当社または当社が指定した者は、情報の削除の理由の説明の義務を負いません。
 4. 当社もしくは当社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

(会員の支払義務)

第 20 条 会員は、料金表に定める利用料金等に消費税および地方消費税相当額（以下、あわせて消費税等相当額といいます）を加算した金額を当社の指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料等支払手続に要する費用は会員負担とします。

2. 利用料金等の支払い義務は、第 4 条（入会・会員）の規定により利用契約が成立したときに発生します。
3. 本サービスを利用することができない状態が生じた場合の利用料金の取扱いは、次の各号によります。
 - (1) 当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合で、かつこれを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合は、当社が認知した時刻以後の当該利用できなかった時間を 24 時間ごとに計算した日数分の利用料金については、会員は当社に支払う必要はありません。
 - (2) 会員は、前号に定める場合を除き、第 16 条（当社設備の修理または復旧）、第 17 条（非常事態が発生した場合等の利用制限）または第 18 条（サービスの中止）等により本サービスを利用できなかった期間中の利用料金等の支払いを要します。

(利用料金等の計算方法)

第 21 条 当社は、会員がその利用契約に基づき支払う料金を歴月に従って計算します。

2. 削除

(違約金)

第 22 条 会員は、利用料金等を不正に免れた場合は、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として別途、支払うものとします。

(遅延損害金)

第 23 条 会員は、利用契約により当社に対して負う利用料金等その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払いがなされた日までの期間について年 10.0%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社の指定する方法により支払うものとします。

（損害賠償）

第 24 条 本サービスの利用に関して第 16 条、第 17 条または第 18 条に該当する内容やその他、会員に対して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。

2. 他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、当社は、会員の請求に基づき他の電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。

（免責事項）

第 25 条 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

2. 本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

（準拠法）

第 26 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

（管轄裁判所）

第 27 条 本サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社で誠意をもって協議するものとします。協議しても解決しない場合、名古屋地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

料金表 通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

(月額料金の日割)

- 3 月額料金の日割は、次のとおりとします。
当社は、次の場合が生じたときに限り、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ア 第24条(損害賠償)第2項の規定に該当するとき。
イ 起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合における月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
但し、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 6 本サービス会員は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、9の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本サービス会員の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税等相当額の加算)

- 11 第20条(会員の支払義務)から第23条(遅延損害金)までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金または工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(料金等の請求)

13 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、本規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 第2類 ctc ホスティングサービスに係るもの

第1 基本利用料

1. 適用

第2類 ctc ホスティングサービスに係る基本利用料の適用については、第20条(会員の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 第2類 ctc ホスティングサービスの種類	第2類 ctc ホスティングサービスには次の種類があります。
	種類
	タイプ1
	タイプ2
(2) タイプ1の区分	ア タイプ1には次の区分があります。
	区分
	S22
	S32
(3) タイプ2の区分	イ タイプ1に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
	ア タイプ2には次の区分があります。
	区分
	ライト(1コア/4GB)
	ライト(2コア/8GB)
	ライト(4コア/16GB)
	イ タイプ2に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2. 料金額

月額		
種類	区分	料金額
タイプ1	S22	2,000円(2,200円)
	S32	3,000円(3,300円)
タイプ2	ライト(1コア/4GB)	1,500円(1,650円)
	ライト(2コア/8GB)	5,000円(5,500円)
	ライト(4コア/16GB)	10,000円(11,000円)

第2 付加機能利用料

1. 料金額

(1) 削除

(2) 記憶容量の追加割り当てに係るもの

月額			
区分		単位	料金額
メール容量追加	利用容量が100GB以下の場合	追加10GB 毎	500円(550円)
	利用容量が100GBを超える場合	追加10GB 毎	400円(440円)
WEB 容量追加		追加10GB 毎	200円(220円)
削除		削除	削除
データベースサーバー容量追加(SSD) 最大20GB まで		追加1GB 毎	700円(770円)
備考			
ア 第1(基本利用料)1.(適用)(3)の提供を受けている会員は、WEB 追加容量の追加割り当てを選択することができません。			

イ 記憶容量の追加割り当てに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(3) 電子メール機能に係るもの

月額

区分			単位	料金額
Web メール	Active! Mail		50ID を超えて追加 50ID 毎に	400 円 (440 円)
メール誤送信対策	Active! gate		メールアドレス毎	240 円 (264 円)
	Active! gate (上司承認付き)		メールアドレス毎	300 円 (330 円)
	専用 Active! Gate	基本料	契約単位毎	12,000 円 (13,200 円)
		加算額	メールアドレス毎	400 円 (440 円)
	専用 Active! gate (上司承認付き)	基本料	契約単位毎	12,000 円 (13,200 円)
		加算額	メールアドレス毎	500 円 (550 円)
メールリングリスト			1ML 追加もしくは 100 アドレスごとに	500 円 (550 円)
備考 電子メール機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。				

(4) バックアップサービスの利用に係るもの

月額

区分	単位	料金額
Lite	10GB まで	—
Pro	10GB 以下	500 円 (550 円)
	10GB を超えて 20GB 以下	800 円 (880 円)
	20GB を超えて 50GB 以下	1,500 円 (1,650 円)
	50GB を超えて 100GB 以下	2,000 円 (2,200 円)
	100GB を超えて 200GB 以下	3,000 円 (3,300 円)
	200GB を超えて 500GB 以下	5,000 円 (5,500 円)
	500GB を超えて 1TB 以下	8,000 円 (8,800 円)
	1TB を超えて 2TB まで	14,000 円 (15,400 円)
備考 ア バックアップサービス Pro は月ごとの利用実績に応じた金額を算定し請求します。 イ バックアップサービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

(5) 削除

(6) セキュリティ対策機能に係るもの

月額

区分	種類	単位	料金額
IPS (月次レポート付)	プラン 1	契約単位毎	1,400 円 (1,540 円)
	プラン 2	契約単位毎	5,800 円 (6,380 円)
WAF (ログ出力機能付)	—	契約単位毎	6,000 円 (6,600 円)

ISP+WAF	プラン 1	契約単位毎	6,300 円 (6,930 円)
	プラン 2	契約単位毎	10,000 円 (11,000 円)
備考 ア 第 1（基本利用料）1.（適用）(2)の提供を受けている会員はセキュリティ対策機能を選択することができません。 イ 第 1（基本利用料）1.（適用）(3)の提供を受けている会員（ライト(4 コア/16GB)の提供を受けている会員を除きます。）は IPS（月次レポート付）プラン 1 及び ISP+WAF プラン 1 を選択することができます。 ウ 第 1（基本利用料）1.（適用）(3)の提供を受けている会員（ライト(4 コア/16GB)の提供を受けている会員に限ります。）は IPS（月次レポート付）タイプ 2 及び ISP+WAF プラン 2 を選択することができます。 エ 当社は、IPS（月次レポート付）の利用の開始に関する初期費用として、5,000 円 (5,500 円)を請求します。 エ セキュリティ対策機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。			

第 3 工事費

1. 工事費の額

区分	単位	料金額
利用の開始に関する工事	1 の契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
備考 当社は、第 1（基本利用料）1.（適用）(2)の提供を受けている会員に対してこの工事費を適用します。		

第2表 附帯サービスに関する料金等

第1 ドメイン名取得申請手数料

区分	単位	工事費の額
ドメイン名取得申請手数料	1の申請ごとに	8,000円(8,800円)
ドメイン名に係るデータベース更新手数料	1の申請ごとに	1,000円(1,100円)

第2 ドメイン維持料

月額

区分	単位	料金額
ドメイン名維持料	1ドメイン名ごとに	400円(440円)

第3 サーバー証明書利用に係るもの

1. サーバー証明書取得代行手数料

区分			証明書有効期間			
			1年	2年	削除	削除
サーバー証明書の種類	削除	削除	削除	削除	削除	削除
	企業認証SSL	削除	削除	削除	—	—
		セコム パスポート for Web SR3.0	55,000円 (60,500円)	削除	削除	—
		デジサート セキュア・サーバーID	81,000円 (89,100円)	削除	—	—
		デジサート グローバル・サーバーID	138,000円 (151,800円)	削除	—	—
		ジオトラスト トゥルービジネス ID	55,000円 (60,500円)	削除	削除	削除
		サイバートラスト iTrust SSL/TLS	49,000円 (53,900円)	削除	—	—
	ドメイン認証SSL	Let's Encrypt	—	—	—	—
		ジオトラスト RapidSSL	8,500円 (9,350円)	削除	削除	削除
		ジオトラスト クイック SSL プレミアム	31,300円 (34,430円)	削除	削除	—
	EV-SSL	削除	削除	削除	—	—
		削除	削除	削除	—	—
		セコム パスポート for Web EV2.0	135,000円 (148,500円)	削除	—	—
		セコム パスポート for Web EV2.0 (更新の場合)	130,000円 (143,000円)	削除	—	—
		デジサート セキュア・サーバーID EV	162,000円 (178,200円)	削除	—	—
		デジサート グローバル・サーバーID EV	219,000円 (240,900円)	削除	—	—
		ジオトラスト トゥルービジネス ID with EV	115,200円 (126,720円)	削除	—	—
		サイバートラスト iTrust EV SSL/TLS	49,000円 (53,900円)	削除	—	—

備考

Let' s Encrypt に限りサーバー証明書取得代行手数料を無償とします。証明書有効期間は当社所定の手続きで申請をした日から 90 日間とし、有効期限の 31 日前までに契約者から当社所定の手続きによる申し出がない限り、証明書有効期間は 90 日間更新されます。

2. 取得済みサーバー証明書設置手数料

区分		単位	工事費の額
工事費	証明書の残余の有効期間が 24 ヶ月未満の場合	1 の工事ごとに	10,000 円 (11,000 円)
	証明書の残余の有効期間が 24 ヶ月以上 36 ヶ月未満の場合	1 の工事ごとに	20,000 円 (22,000 円)
	証明書の残余の有効期間が 36 ヶ月以上 48 ヶ月未満の場合	1 の工事ごとに	30,000 円 (33,000 円)
	証明書の残余の有効期間が 48 ヶ月以上 60 ヶ月未満の場合	1 の工事ごとに	40,000 円 (44,000 円)
	証明書の残余の有効期間が 60 ヶ月以上の場合	1 の工事ごとに	50,000 円 (55,000 円)
加算額	証明書の残余の有効期間が 72 ヶ月または 72 ヶ月を超えて 12 ヶ月毎に	1 の工事ごとに	10,000 円 (11,000 円)

※当社によるサーバー証明書取得代行を行った証明書は、取得済みサーバー証明書設置手数料を適用しません。

※当社は、本契約の締結から翌月までに取得済みサーバー証明書設置に係る工事の申し出があった場合は、取得済みサーバー証明書設置手数料に 10,000 円を減額して適用します。

3. 削除

第 4 削除

第 5 システム機能等の提供に係るもの

区分	単位	料金額
サイボウズ Office10	1 の契約ごとに	当社が別途契約者に示す金額

※当社は、システム機能等の提供に係るものについてはライセンス取得代行を行います。

※当社は、システム機能等の提供に係る附帯サービスの新規申し込みの受付は行いません。

第 6 パスワードの再発行に係るもの

区分	単位	料金額
パスワード変更	1 の作業ごとに	500 円 (550 円)

第 7 サーバー移行に係るもの

区分	単位	料金額
サーバー乗り換え安心おまかせパック	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)
データ移行オプション	1 の作業ごとに	20,000 円 (22,000 円)

第 8 作業代行に係るもの

区 分	単 位	料金額
Web データ移行/1 ディレクトリ ※サーバー乗り換え完了後の URL 確認 (1URL まで) を含む	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)
サーバー乗り換え完了後の URL 確認/1URL (追加分)	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
データベース移行/1 データベース	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)

メールアカウント・アドレス設定/1 ドメイン	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)
メールデータ削除/1 アカウント(メインアカウント)	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)
メールデータ削除/1 アカウント(メインアカウント以外)	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
Web サーバー上のデータ削除 (指定ディレクトリまたはファイルごと)	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
DNS レコード設定/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
Web サイト ドメイン設定/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
メール ドメイン設定/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
サブ FTP アカウント設定/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
FTP アクセス/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
SSH アクセス/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
アクセス制限/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
アクセス解析/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
その他作業/1 設定	1 の作業ごとに	5,000 円 (5,500 円)
メールデータ削除/1 アカウント(メインアカウント)	1 の作業ごとに	10,000 円 (11,000 円)

附 則

附則

(実施期日)

この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 17 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第 2 類 ctc ホスティングサービス契約(「旧第 2 類 ctc ホスティングサービス契約」といいます。以下、この条にて同じとします。))に関する提供条件は、以下に掲げるものとします。

(1) 料金表

ア 利用料金

(ア) 基本利用料

月額

区分	料金額
STANDARD	2,000 円
PROFESSIONAL	3,000 円

(イ) ドメインの追加割り当てに係る付加機能利用料

月額

区分	単位	料金額
ドメインの追加割り当て (マルチドメインオプション)	当社の定めるドメイン数を超えて追加 1 ドメインごとに	500 円

※当社の定めるドメイン数は、STANDARD の場合 1 ドメイン、PROFESSIONAL の場合 2 ドメインとします。

イ 工事費

区分	単位	料金額
プランの変更に係る工事	1 の契約ごとに	3,000 円

※PROFESSIONAL から STANDARD ヘプランを変更する場合は、プランの変更に係る工事の適用を要します。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 24 日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

(平成 27 年 6 月 1 日付附則の改定)

2 平成 27 年 6 月 1 日付附則の 2 項 (1) 料金表 ア 利用料金に以下提供条件を追加します。

(ウ) 付加機能利用料

区分	単位	料金額
データベースサーバー容量追加	追加 1GB 毎	500 円

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 27 年 10 月 7 日から実施します。

(特定サーバー証明書取得代行手数料の支払いに関する取扱い)

第 2 条 平成 27 年 9 月 1 日から平成 30 年 2 月 19 日までの間に料金表第 1 表第 1 (基本利用料) に定める S30 の提供の請求があり当社が承諾した場合であって、料金表第 2 表第 3 (サーバー証明書に係るもの) で定めるジオトラスト RapidSSL/1 年有効の提供の 1 回目の請求があり当社が承諾した場合、1 つのサーバー証明書 (以下この附則第 2 条において「特定附帯サービス」といいます。) に限って料金表第 2 表第 3 の 1 で定める特定附帯サービスに係る料金を免除します。

2 前項の規定にかかわらず、特定附帯サービスを提供する S30 の提供を終了した場合においては本規約で定める支払いに関する取扱いの通りとします。

(経過措置)

第 3 条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 27 年 12 月 9 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第 2 類 ctc ホスティングサービス契約 (「旧第 2 類 ctc ホスティングサービス契約」といいます。以下、この条にて同じとします。) に関する提供条件は、以下に掲げるものとします。

(1) 料金表

ア 利用料金

(ア) 基本利用料

月額

区分	料金額
S20	2,000 円
S30	3,000 円

(特定サーバー証明書取得代行手数料の支払いに関する取扱い)

第3条 平成29年4月1日から平成30年2月19日までの間に料金表第1表第1(基本利用料)に定めるS31の提供の請求があり当社が承諾した場合であって、料金表第2表第3(サーバー証明書に係るもの)で定めるジオトラスト RapidSSL/1年有効の提供の1回目の請求があり当社が承諾した場合、1つのサーバー証明書(以下この附則第3条において「特定附帯サービス」といいます。)に限って料金表第2表第3の1で定める特定附帯サービスに係る料金を免除します。

2 前項の規定にかかわらず、特定附帯サービスを提供するS31の提供を終了した場合においては本規約で定める支払いに関する取扱いの通りとします。

(経過措置)

第4条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年2月19日から実施します。

(その他)

第2条 平成27年10月7日から実施の附則第2条中「平成27年9月1日以降に」を「平成27年9月1日から平成30年2月19日までの間に」に改めます。

2 平成29年4月1日から実施の附則第3条中「平成29年4月1日以降に」を「平成29年4月1日から平成30年2月19日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年2月20日から実施します。

第2条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年9月18日から実施します。

第2条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年10月30日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2020年3月20日から実施します。

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第2類 ctc ホスティングサービス契約(「旧第2類 ctc ホスティングサービス契約」といいます。以下、この条にて同じとします。)に関する提供条件は、以下に掲げるものとします。

(1) 料金表

ア 利用料金

(ア) 基本利用料

月額

区分	料金額
S21	2,000 円
S31	3,000 円

第3条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2020年5月22日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年8月1日から実施します。

第2条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年10月8日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2024年4月15日から実施します。

(基本利用料の経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施以前の規定により次表の基本利用料の提供を受けている会員は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本利用料の提供を受けているものとみなします。

S22	タイプ1 S22
S32	タイプ2 S32

第3条 この改正規定実施の日以降、会員者は、新たに第1(基本利用料)1.(適用)(2)に定めるタイプ1 S22 及び S23 の提供を受けることはできません。

(経過措置)

第4条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2025年6月1日から実施します。

(規約等の名称変更)

第2条 この改正規定の実施日にこの規約の名称を「第2類 CTC ホスティングサービス利用規約」から「第2類 ctc ホスティングサービス利用規約」へ変更します。

第3条 この改正規定実施の日以降、この規約において次表の左欄の用語が規定されている場合、それぞれ同様の右欄の用語に読み替えるものとします。

ビジネスコミュファ光クラウド CTC ホスティング ライトプラン	ビジネスコミュファ光クラウド ctc ホスティング ライトプラン
第2類 CTC ホスティングサービス	第2類 ctc ホスティングサービス
第2類 CTC ホスティングサービス契約	第2類 ctc ホスティングサービス契約
旧第2類 CTC ホスティングサービス契約	旧第2類 ctc ホスティングサービス契約

附則

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、2025 年 8 月 1 日から実施します。

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。